

科目名		単位数	担当教員	区分
平成26年度以降	刑事法特講	2	野村和彦	
平成25年度以前	刑事法特講	2		
教職				教職
<b>授業の到達目標及びテーマ</b> <p>今年度は、少年法について学ぶ。刑罰法規に違反する行為をした者の取り扱いについては、その年齢によって区別している。すなわち、原則として、20歳以上の者の場合、公開の刑事裁判にかけられ、犯罪行為に見合う刑罰を受けなければならない。これに対し、20歳未満の者に対しては、少年法が適用され、非公開の審判において、少年の更生にとって必要な処分などは何かと争われる。20歳以上の者の扱いについては刑法Ⅰや刑法Ⅱ、刑事訴訟法の授業で学んでいる。本授業は、意外にも法学部で学ぶ機会がそれほどない、少年法に焦点を当てる。</p>				言語 共通
<b>授業の概要</b> <p>なによりもまず、なぜ、刑事司法制度が成人と少年とを区別して処遇しているのかをしっかりと学びたい。このことを学ばずして、少年法について意見することはできないと言ってよいほどである。その上で、少年法の仕組みを、成人の場合と比較しつつ、学んでいきたい。</p>				専門基礎
<b>授業計画</b> <p>第1回：刑事司法制度の全体像(成人と少年の違い)  第2回：少年非行の現状  第3回：刑罰と保護処分との違い(1)  第4回：刑罰と保護処分との違い(2)  第5回：非行少年と被害者  第6回：審判に付すべき少年  第7回：家庭裁判所とは  第8回：審判不開始、検察官への逆送  第9回：少年審判の仕組み、試験観察  第10回：保護観察、児童自立支援施設など  第11回：少年院における処遇  第12回：少年審判と再審  第13回：少年に対する死刑と無期刑の制限  第14回：少年非行と犯罪報道  第15回：刑事裁判傍聴</p> <p>【履修上の注意事項】  できれば、刑法Ⅰや刑法Ⅱ、刑事訴訟法の授業を履修している方が望ましい。</p>				法律一般 政治行政 経営法務 スポーツ福祉 演習
<b>テキスト</b> <p>担当者が配付する資料</p>				25年度以前 法律一般コース
<b>参考書・参考資料等</b> <p>担当者が配付する資料</p>				
<b>学生に対する評価</b> <p>テストを中心に評価する。</p>				